

## 小平第六小学校いじめ防止基本方針（令和8年度）

いじめ防止対策推進法第13条及び東京都並びに小平市のいじめ防止対策基本方針を受け、小平第六小学校（以下「本校」という。）におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を以下の通り定める。

### いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 1 いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為である。また、いじめ防止対策推進法第4条には、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されている。

このようないじめに対する認識を全ての教職員が共有するとともに、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない。」という共通認識に立ち、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に家庭、地域及び関係機関と連携して取り組む。

また、いじめが起きた場合には、いじめを直ちにやめさせ、いじめを行った児童・生徒の背景の理解と解消に努め、いじめの再発やいじめの連鎖を防止する。

## 2 いじめの防止等のための組織の設置

### (1) 学校いじめ対策委員会

ア 構成：校長、副校長、教務主任、生活指導主任、当該学年主任、当該担任、養護教諭、スクールカウンセラー等

イ 役割：

- ①いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かを判断する。
- ②いじめ重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会と連携して組織を設けるなどして、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行う。

### (2) 学校サポートチーム

スクールサポーター（警察）、児童相談所、子ども家庭支援センター、民生委員・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等で構成。学校だけで対応が困難な場合に支援を受ける。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめを生まない土壌づくり

- ア 分かる授業や協働的な学びの充実、互いのよさを認め合う授業づくりを行う。
- イ 学習規律や生活規律を校区の中学校とも共有して指導し、自分のことも他者のことも大切に  
にする気持ちを育てる。
- ウ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活  
動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- エ 特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を  
育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。
- オ 多面的・多角的に個々の児童の特性について理解を深めるとともに、確かな児童理解に努  
める。
- カ ふれあい月間の実施（6月・11月・2月）
  - ・道徳科や学級活動において、いじめ防止に関する授業を実施する。
  - ・いじめ等困っていることに関するアンケート調査を実施する。
  - ・児童向けリーフレットを用いた指導を行い、児童が法の趣旨や学校の取組等を理解し、  
自分自身でできることを考えられるようにする。
  - ・全校朝会等において講話を行い、いじめは絶対に許されないという児童の自覚や希求行  
動の大切さへの気づきを促す。

#### (2) 教職員研修

- ア 年4回いじめ防止に関する校内研修会を実施し、いじめは誰にでも起こり得ることなどの  
いじめについて正しい認識、法、本基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査  
に関するガイドラインの理解を促進する。
- イ 年1回人権教育に関する校内研修会を実施し、教職員の人権感覚向上を図る。

#### (3) 地域・家庭との連携

- ア 年度当初に児童、保護者、学校経営協議会へ学校いじめ防止基本方針について説明すると  
ともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。
- イ 学校公開、学校だより、保護者会を通じて、いじめの防止等のための取組について啓発を  
図る。

#### (4) 相談体制の整備

- ア 児童・保護者が相談できる窓口を周知する。
- イ スクールカウンセラーによる相談日を週1回程度設ける。
- ウ 第5学年児童全員を対象にスクールカウンセラー面談を実施する。
- エ 教科担任制、副担任制を実施し、複数の教員が身近な相談先となれるよう努めるととも  
に、相談することの大切さについて児童への啓発を図る。

### 4 いじめへの対処

- ア いじめを発見又はいじめの報告を受けた特定の教職員が当該事案を抱え込まないために、  
学校いじめ対策委員会へ報告するとともに、情報を共有し、速やかに組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童や、いじめを知らせてきた児童の思いや願いを受け、安全に、安心し  
て教育を受けられる環境を確保する。

- ウ いじめを行った児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度により指導するとともに再発防止に向けた継続的な支援を行う。その際、児童の行動背景についての理解と配慮に努める。特に特別な支援を要する児童については、必要に応じて関係職員、関係機関と連携して事案の把握や指導・支援を行う。
- エ いじめを受けた児童及びいじめを行った児童及び保護者の意向を踏まえ、定期的なカウンセリング等の継続的な支援と見守りを行う。
- オ いじめの発生状況及び対応状況に関して、保護者への報告、支援及び助言を行う。
- カ 必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況を共有する。
- キ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について、警察及び関係機関や専門家等と相談及び連携する。
- ク 児童の進学、進級、転学時に、適切な引継ぎ及び情報を共有する。
- ケ いじめの対応経過（生活指導記録）、学校いじめ対策委員会（会議録）を作成し、保存する。また、月ごとのいじめ実態調査により教育委員会への提出・報告及び連携を行う。
- コ 解消の基準は次の2つの条件が満たされているものをいう。（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定〔最終改定：平成29年3月14日〕より抜粋）

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 5 重大事態への対処

### 重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

【「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）】

### 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (1) 把握・判断

- ア 学校は、いじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を行う。また、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。
- イ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策委員会において判断を行う。
- ウ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。

### (2) 調査

- ア 学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
  - (ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等
  - (イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
  - (ウ) 再発防止に資する対応策の検討
  - (エ) 報告書の作成、取りまとめ
- イ 教育委員会が調査を実施する場合は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会を開き、以下の内容を実施する。
  - (ア) 委員会の招集
  - (イ) 調査方針の決定及び保護者への説明等

### (3) 報告

- ア 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者、いじめに関係した児童・生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- イ 調査結果を踏まえ、教育委員会の指導の下、いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

## 6 取組の評価・見直し

学校は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、PDCAサイクルによる評価・改善を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

## 年間計画表

月	未然防止	早期発見	早期対応
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止研修（第1回）</li> <li>道徳教育の年間指導開始</li> <li>学級開き、学級活動の充実</li> <li>学校いじめ防止基本方針の周知</li> </ul>		生活指導記録の活用開始
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>SCによる5年生全員面談開始</li> <li>生活指導全大会</li> </ul>		学校いじめ対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>こだいら特別活動の日</li> <li>ふれあい（いじめ防止強化）月間</li> <li>いじめ防止等授業（第1回）</li> <li>セーフティ教室</li> <li>いじめ防止研修（第2回）</li> </ul>	アンケート調査	学校いじめ対策委員会
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学期末の学級活動の振り返り</li> <li>夏季休業中の生活指導</li> </ul>	個人面談	相談窓口の周知 学校いじめ対策委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン朝の会</li> </ul>		拡大いじめ対策委員会
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期の学級経営の再構築</li> </ul>		学校いじめ対策委員会
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止研修（第3回）</li> </ul>		学校いじめ対策委員会
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳授業地区公開講座</li> <li>ふれあい（いじめ防止強化）月間</li> <li>いじめ防止等授業（第2回）</li> <li>人権教育研修</li> </ul>	アンケート調査	学校いじめ対策委員会
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>2学期まとめの学級活動</li> </ul>		相談窓口の周知 拡大いじめ対策委員会
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>新年の生活リズムづくり</li> <li>いじめ防止研修（第4回）</li> </ul>		学校いじめ対策委員会
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい（いじめ防止強化）月間</li> <li>いじめ防止授業（第3回）</li> <li>児童会活動の振り返り</li> </ul>	アンケート調査	学校いじめ対策委員会
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年間のまとめ</li> <li>次年度への引継ぎ</li> </ul>		相談窓口の周知